

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

エクストリームスポーツを行うことができる施設の新設に伴い、当該施設を体育施設に追加するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

青梅市体育施設条例（昭和 4 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青梅市スポーツ施設条例

第 1 条第 1 項中「体育」を「スポーツ」に改め、「発達」の次に「および健康で文化的な生活の向上」を加え、「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第 2 項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 2 条および第 4 条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「およびわかぐさ公園こどもプール」を「、わかぐさ公園こどもプールおよび青梅エクストリームスポーツパーク」に改める。

第 7 条、第 1 0 条、第 1 2 条から第 1 4 条まで、第 1 6 条および第 1 7 条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

青梅エクストリームスポーツパーク	東京都青梅市長淵3丁目333番地の1
------------------	--------------------

別表第3に次のように加える。

青梅エクストリームスポーツパーク	大人	1回300円	
	小人 (中学生以下)	1回100円	

別表第6を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

施設名	休場日	使用時間	摘要
永山公園総合運動場	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	午前9時から午後9時30分まで	左の使用時間について、委員会が認める場合は、この限りでない。
東原公園水泳場 わかぐさ公園こどもプール 沢井市民センタープール	9月15日から翌年6月15日まで	午前10時から午後6時まで	
市民球技場	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、夏季期間は、午前9時から日没まで	左の使用時間について、委員会が認める場合は、この限りでない。
わかぐさ公園野球場		午前9時から午後9時30分まで	
ちがむら球技場		午前9時から午後9時30分まで。ただし、庭球場については、午前9時から午後5時まで	
東原公園球技場		午前9時から午後9時30分まで。ただし、水泳場の使用時間を除く。	
友田レクリエーション広場		午前9時から午後5時まで。ただし、夏季期間は、午前9時から日没まで	
青梅スタジアム			

青梅エクストリームスポーツパーク		午前10時から午後4時まで。ただし、夏季期間は、午前10時から午後6時まで	左の休場日および使用時間については、このほか規則で定める。
------------------	--	---------------------------------------	-------------------------------

備考 夏季期間とは、5月15日から8月15日までをいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1、別表第3および別表第6 青梅エクストリームスポーツパークにかかる改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「供用開始日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例別表第1、別表第3および別表第6に規定する青梅エクストリームスポーツパークの使用の承認の申請その他当該施設を供用するために必要な準備行為は、供用開始日前においても行うことができる。
(青梅市スポーツ振興審議会条例の一部改正)
- 3 青梅市スポーツ振興審議会条例の一部改正(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。